

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年五月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えがお
- 三 代表者の氏名
大山 晃代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字峯字前五百七十二番地八
- 五 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、川口市及び草加市住民に対し、地域交流事業や、介護保険法に基づく訪問看護事業・介護予防訪問看護事業および健康保険法に基づく訪問看護事業や障害者の相談支援事業を行い、自立と共生のまちづくりに寄与することを目的とする。
- (変更後) この法人は、川口市及び草加市住民に対し、地域交流事業や、介護保険法に基づく訪問看護事業・介護予防訪問看護事業および健康保険法に基づく訪問看護事業を行い、自立と共生のまちづくりに寄与することを目的とする。